



学生の皆さん 「学生納付特例制度」 をご存じですか

日本国内に住むすべての人は、20歳になつたら国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし学生は、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になっていると、万一病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります、学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。学生であって所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付(追納)することができる仕組みとなっています(承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります)。

対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校(1年以上の就学課程に限る)に在学する20歳以上の人です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。

申請の際には、基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など)と学生証(または在学証明書)が必要です。なお、前年の所得が一定額以上の場合は、申請が承認されない場合があります。また、前年の所得を確認する必要があるため国民年金担当窓口(山武市市民課)で毎年行います。

申請書の入手方法などは、山武市国民年金担当窓口または千葉社会保険事務所へお問い合わせください。

問 市民課高齢者医療年金係

☎ (80)1142

千葉社会保険事務所

☎ 043(242)6320

「農業振興地域整備計画」に指定された「農振農用地」は、農業以外の目的で利用することはできません。やむを得ず他の目的に利用したい場合は、「農振農用地」からの除外(農用地利用計画の変更)手続きを行つたうえ、農地転用の許可を受ける必要がありますので事前にご相談ください。

なお、必ず農振除外、農地転用ができるとは限りませんので、許可が出る前には着手しないでください。



農業振興地域の整備計画変更

目的外使用の場合は届出を

「農業振興地域整備計画」に

指定された「農振農用地」は、農

業以外の目的で利用すること

はできません。やむを得ず他の

目的に利用したい場合は、「農

振農用地」からの除外(農用地

利用計画の変更)手続きを行つ

たうえ、農地転用の許可を受

ける必要がありますので事前

にご相談ください。

受付期間

6月1日(月)～30日(火)

*申請書は担当課窓口のほか、
山武市ホームページからダ
ウンロードができます。

受・問
農林水産課農林水產係
☎ (80)12111



防災行政無線

市内全域の放送時間を統一

6月1日(月)から、市内全域の防災行政無線の放送時間を統合し、一斉放送を開始します。皆さんのご理解をお願いします。



変更内容

定時放送(戸別受信機からの屋内放送時間)

朝	昼	夜
午前6時15分	午後0時15分	午後7時15分

屋外スピーカー

時報チャイム・音色(スピーカーおよび戸別受信機からの放送屋内・屋外時間)

昼	夜
午前11時半	午後6時
よろこび(1月～4月)	ふるさと(1月～4月)
恋は水色(5月～8月)	夕焼け小焼け(5月～8月)
ウエストミンスターの鐘 (9月～12月)	里の秋(9月～12月)

問 総務課消防防災係 ☎ (80)1116